

△農村自治▽の史的検討に関するメモ

安 原 茂

(1) 村研では△生活破壊▽、△生活破壊に抗するもの▽をテーマに、農民生活の現状把握を進めてきたが、今年度の共通課題△農村自治▽は、ひとつには前回までの共通課題の展開の侧面を有していると思われる。

農業に対するきびしい情況のもとで、農民が農民として自らの存在を維持し、農業破壊的状況に抗して農業を発展させるためには、個別經營の努力のみならず、組織的集團的な対応が必要であることはいうまでもなく、そのような対応の一形態として△農村自治▽の問題が想到されねばならないからである。そして、生活破壊と関連して、農民層の主体的再編、組織的対応活動形態としてたとえば紫和農協活動の事例なども村研大会で報告されたのである。このような側面とともに、農業生産力の新たな担い手の形成と関連して、△地域農政▽や△自治体農政▽への关心が増大しつつあり、そのなかで、△むら▽の見直しが語られている前者についてはたとえば農政調査会編「農業の組織化し村と農協」、農業の基本問題に関する調査研究報告書2など。後者については守田志郎「日本の村」など参照)。農村が農民の構成する社会である限り、△農村自治▽とは、△農民自治▽にほかならないし、そこに問われるは、いかなる農民が、いかなる自治をいかにして可能にしうるかという

問題にほかならないが、△農村自治▽とはこのような問題関心にかかわる契機をも有しているといえよう。

△農村自治▽のテーマは、このような意味において、村研における從来の共通課題の展開の契機と、今日の村落社会のかかえる現実から問われるに至った契機との、複合としてとりあげられるようになつたものと考えることができる。もちろんその課題の具体化にあたって、今日の村落が△全般的都市化▽の激浪にさらされていること、したがつて国民社会総体の再生産のなかに位置づけられることを常に念頭に置かねばならぬのはいうまでもない。

(2) △農村自治▽の含意するものをこのように考えるならば、かつて日本農民がいかなる自治をいかなる形態で形成し、あるいは展開し得てきただが△その歴史的経緯、歴史的経験は今日の△農村自治▽の検討にあたって不可欠の検討課題をなすものといわなければならない。そして今日なお△むら▽が語られ、そこにおける農民的創意が語られるとするならば、このような△むら▽的活動の根底にあるものをその根源にさかのぼって検討することが求められねばならない。とするならば、われわれは少なくとも幕藩体制下の△近世村落▽にまでさかのぼる必要はあると思われる。(旧幕時代の△町村自治▽の一形態についてたとえば福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」に紹介される事例など参照)。また、明治一二年の△近代的△地方自治制のもとにおける△近代的△町村構造との対比における△近世的村落構造▽については、理念型的記述ではあるが大石嘉一郎「日本地方財行政史序説」第四章参照)。また、近世村落の共同体的構造については大石慎三郎「近世村落の構造と家制度」や、

佐藤常雄「村と農民」〔大石慎三郎編「日本史(4)」所収〕などや、これと異なる理解として中村吉治「日本の村落共同体」などを参照。なお一つの問題提起として、色川大吉「近代日本の共同体」〔鶴見・市井編「思想の冒險」所収〕などを参照）。近世村落における本百姓相互間の規制原理を近代村落における農民層相互の規制原理と同一視することができないのはいうまでもないが、歴史的發展段階的形態規定の相違—その根底には直接生産者としての農民存在そのものの歴史的性格の相違がある—を示しながらも、なお貫通する契機があり得るか否か、村落運営慣行としてあらわれる農民層の相互関係のうちに、歴史的段階の相違がいかなる様相においてあらわされてくるもののか—などの問題は、今日なおわれわれの关心のうちにふくまれている。△むらの解体△といへむらの再編△といへ、あるいは△むら原理による農村社会の再生△といへ、さまざまな諸議論は、それぞれの△むら△理解、△むら△認識を前提として内包しているが、そして村研における研究史の経緯にみると、その点の共通理解には多くの問題が存在しているが、今日の△農村自治△／△理解の豊富化のためにはこの問題をさけることはできないだろう。近世村落の特質理解がこの点にかかわってくるようと思われる。

(3) ところで、△農村自治△の課題の理解をめぐって近世村落にまでさかのぼるとした場合、△自治△概念の理解がまた問題とならざるをえない。△農村自治△を△近代的地方自治△の一実現形態として考える場合、そこに示される△自治△は集団・団体の自主的内部運営ないし内部規制原理という脱離的抽象的活動一般と等置しうるものではないであろう。統一国内市場の形成を基礎とする近代国民国家の内部構

成△権力編成のうちに近代的地方自治が位置づけられ、その構造と性格が問われるとするならば、わが国の場合明治二一年の市制町村制発布がひとつ重要な画期とされ（「明治」〇年代に成立せる地方自治制は、近代日本の地方制度の歴史的原型をなしてい）大石嘉一郎前掲書。なお大石嘉一郎「地方自治」〔岩波講座日本歴史第一六巻所収〕参照。とくにそこにおける、地方自治制の△構造的特質△、たとえば「官治制と自治制の相互補完」や「自治制の地域性」の指摘など参照）、そこに成立した△行政村△の内部構造とそこにおける△自治△の実質が問われざるをえないが、制限選舉制にみられる如く行政村自治は、地主自治にはかならず、また行政町村における委託事務・固有事務の関係にみられる如く官治的性格が基本をなし、地主制支配を体现するものとして機能する。その限りでは△自治△であるよりは権力統治の△地方制度△にほかならず、自然村と行政村との分離（大石嘉一郎前掲書）のもとに、行政町村のもとに部落として包摵された村落の自治的運営も地主制支配を媒介するものとして理解される限り、その△自治△性も問題視されざるをえない。市町村制理由において、自治は「國ノ法律ニ遵依シ、名譽職ヲ以テ事務ヲ処理スルヲ謂フ」とされ、その事務とは「政府ノ事務ヲ地方三分任シ、人民ヲシテ之ニ参与セシメ、以テ政府ノ繁雜ヲ省キ、併セテ人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ」とされるものであった。△自然村△の村落△部落の内部組織がこのような公権力支配の構造的文脈に単に適応するのみであるならば、それを村落（ないし部落）自治として把握するためにはいかなる視点が必要とされるのであろうか。このような問題が提起されてくる。そしてそれは、明治末から大正、昭和にかけ、

農民層間に組織されるさまざまなかな諸団体、諸組織の性格理解にもかかわる問題であろう。

(4)以上のような問題をさしあたり念頭におきながら、明治以降の△農村自治△にかかる若干の問題を、近代日本農村史の展開初期に即してみるならば次のようないくつかの問題群がさしあたり指摘されよう。

〔明治前期。大区小区制、三新法、町村合併などを経て明治地方、自治制成立過程のうち見られる△農村自治△の問題（事実経過についてはさしあたりたとえば大島美津子「明治期のむら」など参照）。自然村と行政村、合併に対する農民層の対応、△自治△の扱い手層の性格と地主制との関連、地主制下の村落における共同体的組織の特質など。明治前期に、地価あるいは所有反別による重立（評議員）資格の設定がすぐならぬ村落にみられるがその性格の理解（河村望「日本資本主義の展開と農村社会」、拙稿「農村社会の権力構造」など参照）もひとつの問題を含んでいる。

△明治後期における地方改良運動における△農村自治△。地方改良運動の指導理念は「一村一家観念、分度推譲、勤儉貯蓄などを基軸とした親睦協和と勤労精神の鼓吹であり、その思想的根柢には報徳精神が採用され、……各行政機能にそつて行政補助組織の形成が積極的に奨励」（大島前掲書）された。納稅組合やさらに戸主会、青年会等々。農民の独立自営が自治であり、それを「天地自然の道」と理解する山崎延吉は「農民の自覚と工夫が何よりの改良でこれが即ち自治」（農村の研究）明治四年。訂増版明治四三年）だとして、旧幕時代の農村自治として五人組を重視した。「維新前に於ける自治

制度でもっとも注意を払うべき価値ありてしかも今の町村制に關係深きは五人組の制度である」が、それは「他村へ土地を出さず」、「共同耕作」を營み、きびしい「制裁力」を有する点などに注目した（ただし、山崎は事例として大字や部落を多くあげ、それらと五人組との関連については特に立ち入った検討を行っていない点が注目される）。

山崎はまた、△都會と農村△との関連において農村の特質を把握しようとし、都會は国民の墓地であり、「都會は農村の人を喰うて生存するもの」であるが、しかし「概に都會の存在を否定するものではなく、都會は『國の花』であり、國が發達すれば咲かざるをえず、健全な都會のために健全な農村が必要であるとする。さらに△國体△との関連について、農村は國体の藩屏であり、「農村の改良は國体の肥料」であるとする。山崎のこのよくな論旨のなかに当時の「地方改良運動」のイデオロギーと、その組織化の方策の一端をうかがうことができるが、これらをかりみて、関心に値する問題のひとつは、△農村自治△が農民自治として問われる場合の△理念△の問題であろう。

△大正、昭和初期の農民運動の展開過程における△農村自治△。その基礎にある農民層分化過程の特質（△自小作前述△など）と、小作筆譲り△大△層の性格。運動指導者層の町村行政過程への參加（群馬県強戸村の事例を典型とする如き）。部落運営の変化（オモタチ△評議員の再編など）。河村望「小作争議期における村落体制」「政治体制と村落」所収など参照。なお大正デモクラシーとの関連については金原左門「大正デモクラシーの社会的形成」）、農民運動における部落の意義・機能（小作人による地主との交際断絶については山崎延吉前

提書にも述べているが、岐阜県の大正一五年農警犯處罰令第一〇項など(参照)。直接生産者即耕作農民における運動としての自治。なお農民運動のなかで提起された農民委員会方式は、太平洋戦争敗戦後、一部に具体化されようとしたが、その方式の評価は今日なお一つの問題となりうると思われる(戦後の事例については平野義太郎「農村民主化と農村自治制度」など参照)。

④農村経済再生運動。この期の論点としてはたとえば石田雄「近代日本政治構造の研究」や、森武磨「戰時下農村の構造変化」(岩波講座日本歴史第一〇巻所収)など参照。森論文はファシズム下の農村社会の基層として自小作中堅層に注目し、部落会と部落農業団体との矛盾、農会と商業組合との対立、支配権力における内務省と農林省との競合などを重視して、この時期に「所有階層的秩序に対する新たな経営階層的秩序の対抗」という、戦後の農地改革の評価にも関連あるじき、村落秩序の新たな基本軸線の出現を指摘している。△農村自治の基本的担当階層とその社会経済的基本との関連は、この期にかぎらず全般的な問題点をなすが、農地改革後の自作農層の性格規定と関連して、明治以降のいわば戦前期自作農層の特質規定がひとつ的问题として提出されよう。

(5)以上、準備がきわめて不十分なまま、農村史の展開初期(その初期の理解もまだきわめて便宜的なものであるが)に即してきわめて粗雑に若干の問題にふれてみた。むろん、問われるべき論点はさらに多く存在するであろう。ただ、農村社会においては、行政村レベルの戦前期に対する詳細な調査研究の蓄積は貧弱のかぎりでは大変ぞく(首野正会員

の研究などは重要なものであるが)・法制史、行政学、歴史学、政治学などの分野における業績を一面では追いながら学ぶべき点が極めて多い。また、村研年報収録論文から関連事項を整理、集積する必要もある。論点の提示もさることながら、本年度のテーマに関する基礎的な文献の収集、整理、検討の作業もひとつの宿題としてその必要を痛感せざるをえない。

(以上、本稿は、研究会当日の口頭発表を基礎としながら、修正したもので、極めて不十分なことをあらためておわびする。なお、口頭報告の際、職山政道「農村自治の変貌」など、戦後についても著述されたが、ここでは一切省略した。御了承をお願いする)。

(註1) なお、昭和二〇年代末から三〇年代における町村合併はきわめて広汎なものであったが、その結果、戦前の行政町村は、新行政体のもので公法上の地位を失ったが、その後、その範域は△地区△として、あるいは具体的には△学区△としてその地域的統一性があらためて問題とされるに至っている。このことは△自然的△△行政的△の区別が、歴史的なものであることを示すものようと思われる。そのいみで△自然村△なる概念の理解もあらためて問題となる。